

平成30年7月豪雨災害支援に係る 災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金募集要項

1 事業の目的

- 災害時に発生する多様なニーズに対応するため、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人等の民間非営利団体（以下「NPO」という。）が継続的に取り組む被災地又は被災者に対する支援活動を支援することにより、災害からの早期の復旧・復興を図ることを目的とします。
- 大規模災害時に長期的にわたり支援を行う団体が継続的に活動ができるよう、三重県から資金支援を行います。

2 対象となる団体

- 次の（１）から（６）の全ての要件を満たす団体とします。
 - （１）平成30年7月豪雨災害において、既に被災地又は被災者支援の活動実績があること。
 - （２）継続的に活動することができる体制があること。
 - （３）定款又は規約等の書類が整備され、組織化された団体であること。
 - （４）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
 - （５）特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
 - （６）三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱別表に掲げる一に該当しないこと。
- 三重県外での災害時には、上記の（１）から（６）の全ての要件に加え、次の要件も満たすものとします。
 - （７）県内に主たる活動拠点があること。

3 対象となる活動

- 次の（１）から（６）の全ての要件を満たす活動とします。
 - （１）県内外で災害が発生した場合に実施する被災地又は被災者にとって効果的な支援活動であること。
 - （２）県内外の被災地又は被災者のニーズや課題に応じた活動であること。
 - （３）県内外の被災地の災害対策本部や災害ボランティアセンター等と必要な連携を図り行う活動であること。
 - （４）実活動日数10日以上県内外で行う活動であること。
 - ※移動日数は含まず、補助金交付決定後に活動した日数とする。

- (5) 営利を目的とした活動でないこと。
- (6) 特定の政党若しくは政治的団体又は宗教のための活動ではないこと。

4 対象経費及び上限額、補助金交付団体数

- (1) 対象経費 活動の実施に直接要する「県内外の被災地・被災者支援に要する経費」及び「その他活動に必要な経費で知事が認めたもの」（活動の実施に直接要する経費）
 - ※以下の経費は対象外
 - ・他の公的機関や民間の団体等の助成を受ける経費
 - ・団体の経常的な人件費や運営費
 - ・個人の所有となる物品や個人の食糧費等
 - ・取得価格が5万円以上の備品（知事が認めたものを除く）
- (2) 上限額 30万円（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 募集团体数 8団体以内

5 交付申請

- (1) 提出書類 次の書類をセットにして 正本1部
 - ①災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金交付申請書（第1号様式）
 - ②団体概要書（第2号様式）
 - ③活動計画書（第3号様式）
 - ④収支予算書（第4号様式）
 - ⑤団体の定款又は規約
 - ⑥役員等一覧表（第5号様式）
 - ⑦その他参考資料（団体紹介パンフレット、活動実績がわかる資料等）
- (2) 提出方法 下記申込先へ持参または郵送
 - ※持参の場合は、平日9時から17時までにお持ちください。
- (3) 申込期限 平成30年12月28日（金）17時まで
- (4) その他 複数事業にかかる申請を同時に行うことはできません。

6 交付の決定

- 別に定める選定要領に基づき、以下の審査基準項目についてダイバーシティ社会推進課が審査を行い、交付団体を選定します。（**先着順**）
 - (1) ニーズ・課題把握
 - （被災地又は被災者のニーズや課題についての的確に把握しているか）
 - (2) 有効性（支援に必要なノウハウを有し、効果的な活動であるか）

- (3) 継続性（地域の支援機関と連携した継続性のある取組か）
- (4) 情報の収集・発信（支援に必要な情報収集・発信が可能か）
- (5) 予算の妥当性（事業の実施に必要な経費を適切に見積もっているか）

- 選定にあたっては、必要に応じて、要綱第5条の規定に基づいて設置される「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」の委員を含む有識者等の意見を求めるものとします。
- 申請書受付後、7日以内に交付決定し、速やかにその内容を補助金交付決定通知書により申請者に通知します。

7 交付決定後の流れ

(1) 補助金の交付

原則、補助金の交付は事業実施後ですが、必要があると認められる場合は、補助金の一部又は全部を概算払により交付することができます。

なお、その場合は、補助金概算払請求書を提出してください。

また、概算払により交付を受けた補助金に残額が生じたときは、県が定める期日までにその残額を返還してください。

(2) 実績報告

補助事業を完了した時は、その日から起算して30日以内又は補助事業を実施した会計年度の3月25日のいずれか早い期日までに、災害時NPO活動支援事業継続支援活動実績報告書（第6号様式）に、次の書類を添付して提出してください。

- ①活動報告書（第7号様式）
- ②収支報告書（第8号様式）
- ③活動日報
- ④領収書等経費の支出がわかる書類又はその写し

(3) 額の確定

実績報告があったときは、県は審査や、必要に応じて現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定して通知を行います。

(4) 補助金の請求

額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の請求を行い、県は補助金を支払います。

8 留意事項

- 県が事業に関する情報公開を行うときは、継続支援活動の概要、団体名等を公表します。
- 三重県個人情報保護条例、三重県会計規則、災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金実施要領、その他法令に基づき、事業を適正に行うものとします。
- 次のいずれかに該当するときは、その者の申請は無効とします。
 - (1) 申請する資格のない者が申請したとき
 - (2) 申請者が他人の申請を代理したとき
 - (3) 申請に際して事実と反する内容を記載するなどの不正行為があったとき
 - (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申請者に求められる義務を履行しなかったとき

9 お問い合わせ・申込先

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課NPO班 (担当 水守)

〒514-0009 三重県津市羽所町 700 番地 アスト津 3階

電話 059-222-5981 F A X 059-222-5984

E-mail seiknpo@pref.mie.jp